

荒尾市民病院  
診療材料等の物品管理  
(S P D) システム業務  
委託実施要領

荒尾市民病院

## 1 業務概要

- 1.1 業務名称 荒尾市民病院診療材料等の物品管理（SPD）システム業務
- 1.2 業務内容 荒尾市民病院診療材料等の物品管理（SPD）システム業務委託  
(別に示す要求水準書を参照)
- 1.3 履行場所 熊本県荒尾市荒尾2600番地 荒尾市民病院
- 1.4 履行期間 令和4年4月1日(金)から令和9年3月31日 まで

## 2 スケジュール

手続き	日程
公告	令和3年10月8日(金)より開始 令和3年10月22日(金) まで
説明会の実施	令和3年10月13日(水)に開催 (原則参加すること) 第2回は令和3年10月22日(金)に実施
質問書の受付期間	令和3年10月8日(金)から令和3年10月29日(金)まで
参加資格確認申請書等の提出期限	令和3年10月29日(金) まで
提案書及び必要書類等の提出期限	令和3年11月5日(金)まで ※ただし、提案価格については令和3年11月11日(木)まで受け付けるものとする。
プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年11月16日(火)に開催
結果通知	令和3年11月26日(金)まで
委託業務開始	令和4年4月1日(金)より

## 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。なお、提案書提出要請通知書の発送後に、荒尾市民病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱(以下「要綱」という。)第11条第1項に該当することとなった者は、当該提案参加資格を取り消すものとする。

- 3.1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。
- 3.2 業務等に対応する営業種目について荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱(平成24年告

示第 60 号)第 5 条第 1 項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。ただし、応募時に入札参加資格者名簿に登録されていない場合であっても、広く提案を求める必要があることから、荒尾市競争入札等参加資格審査申請に準じた手続きのうえ、承認を経ることで参加することも認める。

- 3.3 荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 7 年告示第 37 号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- 3.4 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱(平成 24 年告示第 36 号)第 3 条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- 3.5 国税および地方税を滞納していないこと。
- 3.6 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続中でないこと。
- 3.7 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 3.8 平成 22 年(2010 年)年 4 月以降に、二次救急医療を実施している病床 200 床以上の医療機関において、診療材料の院外 SPD 運営業務に関する実績を 3 件以上有すること。

## 4 応募、審査等の手順

### 4.1 募集要領公布

次のとおり、業務委託実施要領、要求水準書、審査評価基準を交付する。

#### 4.1.1 交付期間

令和 3 年 10 月 8 日(金)から令和 3 年 10 月 22 日(金) まで  
午前 9 時から午後 4 時まで

※ ただし、土曜日、日曜日、祝日、は除く

#### 4.1.2 交付場所

〒 8 6 4 - 0 0 4 1

熊本県荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地

荒尾市民病院 経営企画課

電話 0 9 6 8 - 6 3 - 1 1 1 5

F A X 0 9 6 8 - 6 3 - 1 1 8 9

なお、荒尾市民病院ホームページ

(<https://www.hospital.arao.kumamoto.jp/oshirase/nyusatsu/1330.html>)にて必要書類はダウンロードが可能となっている。

#### 4.1.3 説明会の実施

次のとおり、事業の概要及び応募についての説明会を実施する。応募を希望する者は原則としてこの説明会に参加すること。なお、説明会への参加を希望する者は、荒尾市民病院経営企画課宛てに事前に申し込みをすること。

#### 4.1.4 説明会開催日時

第一回を令和 3 年 10 月 13 日（水）

荒尾市民病院 南棟 4 階 地域医療研修センター 午前 10 時より開催

第二回を令和 3 年 10 月 22 日（金）

荒尾市民病院 南棟 4 階 地域医療研修センター 午前 10 時より開催

#### 4.2 応募を希望する者は、参加資格確認申請書他必要書類を提出すること。

##### 4.2.1 提出書類

- ① 参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- ② S P D 業務の受託実績書
- ③ 会社概要説明書

##### 4.2.2 受付期間

令和 3 年 10 月 8 日(金)から令和 3 年 10 月 29 日(金)まで

※ただし土日、祝日、を除く、午前 9 時から午後 4 時

##### 4.2.3 提出場所

荒尾市民病院 経営企画課 用度係

##### 4.2.4 提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加資格確認申請書を作成のうえ、その他必要書類を添付し、持参または郵送すること。郵送の場合は、受付期間の終了日までに当院へ到着するよう手配すること。

#### 4.3 参加資格審査結果通知

参加資格確認申請書の提出があった応募者については要件確認を行い、参加要件を満たしている応募者には結果の通知後、必要書類等を配布する。また、参加要件を満たさない応募者にはその旨通知する。

#### 4.4 プレゼンテーション及びヒアリング実施

提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。

実施日時 令和 3 年 11 月 16 日(火) 午後 4 時開始を予定

#### 4.5 審査

病院事業管理者が設置する評価委員会での評価結果を基に、最優秀提案事業者の候補者を特定する。また、評価委員会においては審査を行い、提案書の技術評価及び提案者の技術評価の順位決定を行う。

##### 4.5.1 評価委員の構成

委員長 委員の中から互選で選出

委員 ア 院長、副院長、部長

イ 当該業務等に関連する部課長等の職員

以上から 5 人以上をもって構成する。

4.5.2 参加資格を得たものは、「提案書」を作成の上、荒尾市民病院経営企画課へ提出すること。なお、提出された提案書に基づき、評価委員会にて、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容を含めて総合的に審査する。その後、評価委員会で審査した技術評価点と、価格評価点（提案価格）で審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。病院事業管理者は評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。なお、技術評価点と価格評価点（提案価格）の配点比率は7（技術評価点）：3（価格評価点）とし、下記の計算方法により算出する。

$$\text{評価基準点} = \text{技術評価点（70点満点）} + \frac{\text{最も安い価格}}{\text{参加者の提案価格}} \times 30$$

※ ただし、参加者の提案価格が参考価格（5年総額：税込20億円）を上回った場合、上記の計算式にて算出せず、価格評価点は0点とする。

※ 評価基準点が同点の場合は、プロポーザル評価委員会により協議等を行い、実績等を加味のうえ、最優秀提案事業者を特定する。

#### 4.5.3 評価項目詳細

評価項目の詳細については別紙の「荒尾市民病院 診療材料等の物品管理（SPD）システム業務委託に係るプロポーザル審査基準」の通りとする。

### 4.6 提案書について

4.6.1 提案書の構成は下記の通りとする。

①提案書本体（紙媒体で10部を提出）

②診療材料価格調書及び個別データ（価格調書は紙媒体で1部提出、個別データは別途電子媒体で提出すること。単価の提出を求める診療材料のアイテム数は荒尾市民病院における使用実績上位500品目である。年度別で提案価格、および診療材料等の提案単価が変化する場合、内容を詳細に記述すること。提出方法についての詳細は、説明会を別途実施し、参加企業にのみ提示するものとする。）

③SPD業務委託価格調書（紙媒体で1部を提出）

④提案内容概要一覧表（紙媒体で10部を提出）※提出様式は別紙の「提案内容概要一覧」を参照

なお、①②③④については個別に編綴して提出すること。また①の内容には金額要件については記載しないこと。またプレゼンテーション当日用に別途資料を用いる場合は、事前に担当者まで相談すること。

### 4.7 結果の通知

審査結果については、文章で通知する。

なお、当院ホームページにも掲載する。

## 5 契約について

業務委託契約後も各診療材料の商材については毎年病院側との価格の調整、交渉の実施を予定するため、受託者側はこれに応じること。

## 6 その他

- 6.1 応募に関し必要な経費は、応募者の負担とする。
- 6.2 提出された書類は返却しないこととする。